

中核市移行後における関係実績報告書の提出先

1 産業廃棄物処理実績報告書

対象事業者：自らの事業活動により生じた廃棄物を処理するために、廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者

| 処理施設設置場所 | 提出先 |
|--|-------------------|
| 盛岡市内に存する廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 | 盛岡市（産業廃棄物対策室） |
| 上記以外（盛岡市外）に存する廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 | 岩手県（管轄振興局保健福祉環境部） |

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。

2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書

対象事業者：産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者

| 発生事業所 | 運搬先 | 提出先 | | 備考 |
|------------|------------|-----|-----|---|
| | | 岩手県 | 盛岡市 | |
| 盛岡市内 | 盛岡市内 | | | 岩手県の提出先 管轄振興局保健福祉環境部 盛岡市の提出先 盛岡市産業廃棄物対策室 |
| | 盛岡市を除く岩手県内 | | | |
| | 岩手県外 | | | |
| 盛岡市を除く岩手県内 | 盛岡市内 | | | |
| | 盛岡市を除く岩手県内 | | | |
| | 岩手県外 | | | |
| 岩手県外 | 盛岡市内 | | | |
| | 盛岡市を除く岩手県内 | | | |

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。

3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書

対象事業者：産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者

| 事業者区分 | 提出先 |
|-------------------------------|-------------------|
| 盛岡市内に存する産業廃棄物処理施設 | 盛岡市（産業廃棄物対策室） |
| 上記以外（盛岡市を除く岩手県内）に存する産業廃棄物処理施設 | 岩手県（管轄振興局保健福祉環境部） |

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。